

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針の一部改正

嶋田 聡 Satoshi SHIMADA

厚生労働省健康局結核感染症課国際感染症研究推進専門官

レジオネラ症は、レジオネラ属菌による細菌感染症であり、施設において、汚染されたエアロゾルによる集団感染事例が散見されている。今般、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針を15年ぶりに改正し、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行った。

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年厚生労働省告示第264号）、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針の一部改正（平成30年厚生労働省告示第297号）

1 レジオネラ症について

レジオネラ症は、レジオネラ属菌による細菌感染症であり、主な病型として、重症肺炎を引き起こす「レジオネラ肺炎（在郷軍人病）」と、一過性で自然に改善する「ポンティアック熱」が知られている。レジオネラ属菌は、自然界（河川、温泉や土壌など）に生息している細菌で、現在までに約60種類が知られており、その中でもレジオネラ・ニューモフィラ（*Legionella pneumophila*）は、レジオネラ肺炎を引き起こす代表的なレジオネラ属菌の1種である。

レジオネラ肺炎の症状は、全身倦怠感、頭痛、食欲不振、筋肉痛などに始まり、咳や38℃以上の高熱、寒気、胸痛、呼吸困難を引き起こす。まれに心筋炎、中枢神経系や消化器症状などの肺外病変もみられる。軽症例もみられるものの、適切な治療がなされなかった場合には急速に症状が進行することがあり、死亡する場合もある。これに対し、ポンティアック熱は、突然の発熱、悪寒、筋肉痛などの症状がみられるが、一過性で自然に治癒する。レジオネラ症の感染経路は、主にレジオネラ属菌に汚染されたエアロゾルの吸入などによるものであり、国内では施設などにおいて、循環式浴槽、温泉施設や冷却塔からのエアロゾルによる集団感染事例が報告されている¹⁾。

2 レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針の一部改正について

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(2003年7月25日)は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に基づき、レジオネラ症の感染源となる設備において講ずべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症を予防することを目的として定められた。レジオネラ症の発生を予防する対策の基本は、入浴設備、空気調和設備、給湯設備やその他のエアロゾルを発生させる機器・設備について衛生上の措置を徹底し、微生物の繁殖や生物膜などの生成の抑制、設備内に定着する生物膜などの除去、エアロゾルの飛散の抑制のために、構造設備や維持管理に関わる措置を講ずることが必要であるとしている。レジオネラ菌が土埃などとともに冷却塔、循環式浴槽、給湯設備等の人工環境水系に混入することは避けられないため、入浴施設などでは、適切な消毒や清掃を行うことを求めている。

2018年1月に、高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾルを吸入したことなどが原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、今般、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行った(2018年8月3日)。今般の改正では、新たに加湿器による衛生上の措置に関する項目を設け、エアロゾルを発生させる加湿器の衛生上の措置に関する基本的考え方、構造設備上および維持管理上の措置について定めた。具体的には、加湿器のタンク内などに付着する生物膜の生成を抑制し、その除去を行うことや、加湿器のタンクの水を毎日完全に換えることやタンク内の清掃などを定めている。改正された指針を参考にして、レジオネラ症の予防に役立てていただきたい。

参考文献

- 1 公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター レジオネラ症防止指針 第4版 2017年

キーワード レジオネラ症, レジオネラ肺炎, 加湿器, エアロゾル, 予防

※本資料は、環境・衛生部会内に設置された関連法規情報委員会(委員長: 香川聡子横浜薬科大学教授)が衛生薬学関連法規の改正等に関する情報を提供するものである。